

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 令和四年第三回東京都議会定例会の招集……………(財務局主計部議案課)……………一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)……………二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………四
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………(同)……………五

告示

●東京都告示第千二百三十七号  
令和四年第三回東京都議会定例会を、九月二十日に招集する。

令和四年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千二百三十八号

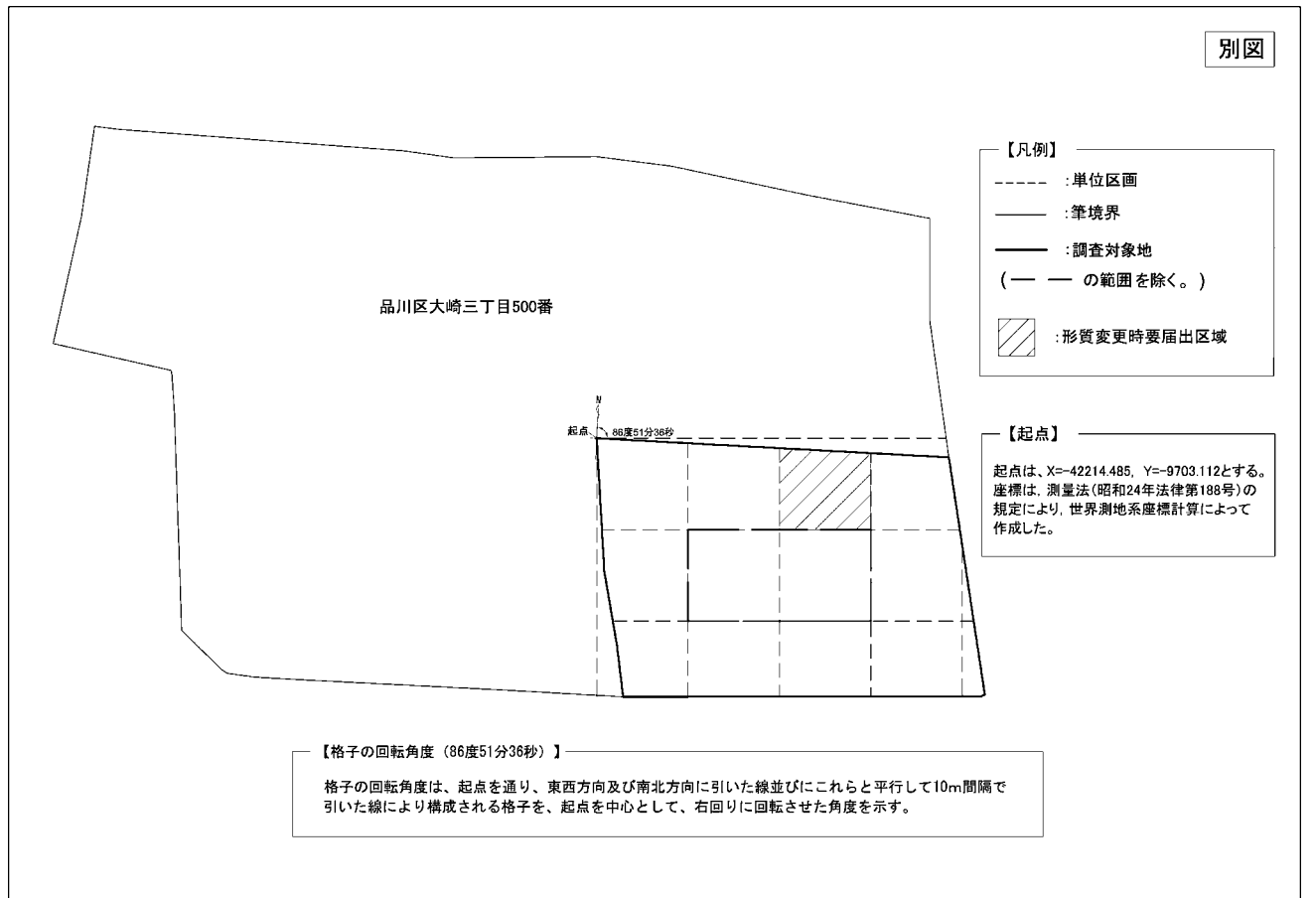
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区大崎三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千二百三十九号  
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年九月十三日  
 東京都知事 小 池 百合子

一 変更事項  
 組合の地区に係る事項

二 変更内容  
 組合の地区に広島県福山市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日  
 令和四年八月二十四日

●東京都告示第千二百四十号  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四條の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四條第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五條の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二條（中国残留邦人等支援法第十四條第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年九月十三日  
東京都知事 小池 百合子

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1371508357	社会福祉法人慈雲会	東京都杉並区和田1-3-7	特別養護老人ホーム 愛敬苑	東京都杉並区和田1-3-7	短期入所生活介護	令和4年7月1日
1371508357	社会福祉法人慈雲会	東京都杉並区和田1-3-7	特別養護老人ホーム 愛敬苑	東京都杉並区和田1-3-7	介護予防短期入所生活介護	令和4年7月1日
1345450663	株式会社くすりのダイイチ	東京都西東京市東町2-14-11	くすりのダイイチ薬局 ソレイユ 保谷店	東京都西東京市東町3-13-19-1A	居宅療養管理指導	令和4年5月1日
1345450663	株式会社くすりのダイイチ	東京都西東京市東町2-14-11	くすりのダイイチ薬局 ソレイユ 保谷店	東京都西東京市東町3-13-19-1A	介護予防居宅療養管理指導	令和4年8月1日
1343451028	有限会社ミネ薬局	東京都八王子市館町1097 館ヶ丘団地2- 5-112	ミネ調剤薬局	東京都国立市東1-18-1	居宅療養管理指導	令和4年8月1日
1343451028	有限会社ミネ薬局	東京都八王子市館町1097 館ヶ丘団地2- 5-112	ミネ調剤薬局	東京都国立市東1-18-1	介護予防居宅療養管理指導	令和4年8月1日
1371603356	ソシオ株式会社	東京都豊島区西池袋2-36-1-802	ソシオケアサービス	東京都豊島区西池袋2-36-1-802	訪問介護	令和4年7月1日
1333441623	松木 なみ子	東京都渋谷区西原3-13-10	国立富士見台歯科医院	東京都国立市富士見台1-7 1-1-123	居宅療養管理指導	令和4年5月1日
1333441623	松木 なみ子	東京都渋谷区西原3-13-10	国立富士見台歯科医院	東京都国立市富士見台1-7 1-1-123	介護予防居宅療養管理指導	令和4年8月1日
1341555796	小花和 彦春	東京都杉並区井草5-19-7	おばなわ薬局	東京都杉並区上井草3-31-15-102	居宅療養管理指導	令和4年5月1日
1341555796	小花和 彦春	東京都杉並区井草5-19-7	おばなわ薬局	東京都杉並区上井草3-31-15-102	介護予防居宅療養管理指導	令和4年8月1日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年九月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和四年九月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ドン・キホーテ後楽園店
二 店舗所在地 文京区本郷一丁目三十三番
三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社
四 設置者住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号
五 変更前の設置者の代表者名 白濱 満明
六 変更後の設置者の代表者名 平田 一馬
七 変更日 令和四年六月二十九日
八 届出日 令和四年八月九日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ドン・キホーテ上野店

二 店舗所在地

文京区湯島三丁目三十八番十号

三 設置者名

日本アセットマーケティング株式会社

四 設置者住所

江戸川区北葛西四丁目十四番一号

五 変更前の設置者の代表者名

白濱 満明

六 変更後の設置者の代表者名

平田 一馬

七 変更日

令和四年六月二十九日

八 届出日

令和四年八月九日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 ドン・キホーテ五反田東口店

二 店舗所在地 品川区東五反田一丁目十二番七号

三 設置者名 日本アセットマーケティング株式会社

四 設置者住所 江戸川区北葛西四丁目十四番一号

五 変更前の店舗名 (仮称) ドン・キホーテ五反田店

六 変更後の店舗名 ドン・キホーテ五反田東口店

七 変更前の店舗所在地 品川区東五反田一丁目十二番地一

八 変更後の店舗所在地 品川区東五反田一丁目十二番七号

九 変更前の設置者の代表者名 越塚 孝之

十 変更後の設置者の代表者名 平田 一馬

十一 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ドン・キホーテ

十二 変更前の小売業者の代表者名 大原 孝治

十三 変更後の小売業者の代表者名 吉田 直樹

十四 変更日 令和四年六月二十九日ほか

十五 届出日 令和四年八月九日

十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十七 縦覧期間 令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

ドン・キホーテ六本木店

二 店舗所在地

港区六本木三丁目十四番十号

三 設置者名

日本アセットマーケティング株式会社

四 設置者住所

江戸川区北葛西四丁目十四番一号

五 変更前の設置者の代表者名

白濱 満明

六 変更後の設置者の代表者名

平田 一馬

七 変更日

令和四年六月二十九日

八 届出日

令和四年八月九日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があったので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

る。

令和四年九月十三日

東京都知事 小池 百合子

リバーシティ東ブロック7号棟及び8号棟

中央区佃二丁目二番七号ほか

三菱UFJ信託銀行株式会社

令和四年八月二十二日

四 店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

